

都市再生整備計画第二期計画等策定支援業務委託に係る
プロポーザル実施要項（公募型）

1 趣旨

茨木市中心市街地において、地域特性を活かした個性あふれるまちづくりを行うために、まちづくりの目標を設定するとともに、目標を実現するための事業を記載した都市再生整備計画の作成が必要である。

本事業の実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置する技術者・担当者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

都市再生整備計画第二期計画等策定支援業務委託

(2) 業務の目的

地域特性を活かした個性あふれるまちづくりを目指すため、まちづくりの目標を設定するとともに、目標を実現するための事業を記載した都市再生整備計画を作成する。

(3) 業務内容

ア 第一期計画の事後評価業務

- ・ 成果の評価
- ・ 実施過程の評価
- ・ 効果発現要因の整理
- ・ 今後のまちづくり方策の作成

イ 第二期整備計画の策定支援

- ・ 「都市再生整備計画」の作成及びその他添付書類の作成
- ・ 国庫補助金等交付申請の支援

ウ その他業務

- ・ 協議打合せ等

(4) 予定基幹事業

市民会館跡地エリア第二期整備基本計画に関する事業

市道市役所前線一部廃道整備事業

病院誘致に係る周辺整備事業

* 提案事業については未定

(5) 業務期間 令和5年（2023年）2月10日から令和6年（2024年）3月29日まで

※ただし、「都市再生整備計画」については、国庫補助金の申請スケジュールに合わせて作成すること。

- 3 当該業務の予算額等
総額 9,047,500円(税込)
提案額(参考見積額)が、予算額を超過した場合は、失格とする。
また、候補者決定後の最終見積(本見積)の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。
- 4 プロポーザルの形式
本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。
- 5 参加資格
本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。
- (1)本市の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格者名簿に既に登録されていること。
 - (2)茨木市物品等登録業者指名停止要綱(平成21年4月1日実施)及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱(平成21年4月1日実施)に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱(平成25年4月1日実施)に基づく指名除外の期間中でないこと。
 - (3)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- 6 質問の受付及び回答
質疑については、次のとおり行うこととする。
- (1)質問がある場合は、質疑書兼回答書(様式1号)に質問事項、会社名、担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メールで市民会館跡地活用推進課宛に送信すること。
提出期限：令和5年(2023年)1月17日(火)午後5時まで(必着)
提出先：茨木市 企画財政部市民会館跡地活用推進課
E-mail：atochi@city.ibaraki.lg.jp
※ 電子メール以外の方法による質問は受け付けない。
 - (2)質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、下記の回答日に本市ホームページに掲載する。
回答日：随時
掲載場所：茨木市HP 市民会館跡地活用推進課のページ
<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kikaku/shiminkai-kanatochikatuyou/menu/kouji/60120.html>
- 7 参加申込及び資格審査
- (1)参加申込
参加希望者は、「参加申込書」(様式2号)に必要な事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア 必要書類

- ① 業務実績調書（様式3号）
- ② 業務実施体制調書（様式4号）

イ 提出先：茨木市企画財政部市民会館跡地活用推進課
（茨木市役所本館3階）

ウ 提出期限：令和5年（2023年）1月19日（木）午後5時まで

エ 提出方法：持参もしくは郵送（郵送の場合は提出期限までに必着）

(2) 資格審査

プロポーザルへの参加資格に係る審査については、プロポーザル選定会議において、参加希望者から提出のあった「参加申込書」等により審査し、その結果を「参加資格審査結果通知書」（様式5号）により1月21日に参加希望者に通知を郵便で発送するものとする。

(3) 参加を辞退する場合

参加を希望した者が、参加を辞退する場合には、「プロポーザル参加辞退届」（様式6号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、企画提案書の提出期限までに市民会館跡地活用推進課へ提出すること。

8 企画提案書等の作成及び提出

(1) 企画提案書の作成

プロポーザル選定会議による資格審査により、参加資格を有すると認められた参加者（以下「参加者」という。）は、仕様書に基づき、最適な提案を企画提案書等により行うものとする。

企画提案は、1者につき1件とし、以下の書類を提出すること。

なお、企画提案書等に記載された内容については、イ参考見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

(2) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式、A4サイズ縦）

次の提案課題ごとにわかりやすく、かつ簡潔に記載すること。

【提案課題】

① 「事後評価」に係る提案

※事後評価の作成にあたり、評価手法やスケジュール等、進め方についてわかりやすく記載すること。

※第一期都市再生整備計画（茨木市中心拠点再生地区）の事後評価とし、基幹事業竣工予定は令和5年10月頃とする。

② 「都市再生整備計画」に係る提案

※計画の作成にあたり、どのような資料を作成し、どのような調査を行うなどについて、わかりやすく記載すること。

③ 独自提案、取組体制、スタッフの特徴、その他本業務を実施するに当たって配慮すべき事項及びPRしたいことについて

イ 参考見積書（様式7号）及び内訳書（任意様式）

※ 受託希望の金額を記入すること。なお、受託候補者については提案

内容の調整を行った後、再度見積を徴収する。

※ 業務内容について、内訳がわかるように見積もること。

※ 参考見積書については、正本のみ提出すること。

(3) 資料記載上の留意事項

※ 8(2)アの副本には、企業名を入れないこと。

(4) 提出方法等

ア 提出期限：令和5年（2023年）1月27日（金）午後5時まで（厳守）

イ 提出場所：茨木市役所 本館3階

企画財政部市民会館跡地活用推進課事務室

ウ 提出方法：持参に限る

エ 提出部数

正本1部

副本10部

(5) 企画提案書等に対する質問

企画提案書等の内容について、市が企画提案書等を提出した参加者（以下「提案者」という。）に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた提案者は速やかに市に対して回答すること。

9 審査方法

審査方法は、次に示すとおりとする。

(1) 第1次審査

提出された業務実績調書等内容及び提案額（参考見積書）を次ページ10(1) 第1次審査＜事務局審査＞で示す審査基準に基づいて審査し、評価の高い提案者から順に5者を第1次審査の通過者とする。ただし、参加者が5者以下の場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において＜事務局審査（第1次審査）＞及び＜企画提案書による委員審査（第2次審査）＞を併せて行い、最も評価点の高い提案者を候補者として決定するものとする。

(2) 第2次審査（最終審査）

第1次審査の通過者に対し、企画提案書の内容を次ページ10(1) 第2次審査＜企画提案書による委員審査＞で示す審査基準に基づく評価による点数を＜事務局審査＞の点数に加算し、最も評価点の高い提案者を候補者として決定するものとする。

(3) 審査結果の通知

ア 第1次審査

① 結果通知

第1次審査の結果は、令和5年（2023年）1月31日（火）に当該審査を行った全者に対し、「プロポーザル第1次審査結果通知書」（様式8号）により通知を郵便で発送する。

なお、参加者が5者以下で第1次審査を実施しない場合は、令和5年（2023年）1月31日（火）に参加者全者に対し、電子メールまたは電話

により第1次審査を実施しない旨の通知を行う。

② 結果に対する問合せ

第1次審査を通過しなかった提案者は、令和5年（2023年）2月6日（月）まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

イ 2次審査

① 結果通知

第2次審査の結果は、令和5年（2023年）2月6日（月）に当該審査を行った全者に対し、「プロポーザル第2次審査結果通知書」（様式9号）により通知を郵便で発送する。

② 結果に対する問合せ

第2次審査により候補者とならなかった提案者は令和5年（2023年）2月14日（火）まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

10 審査基準及び配点

審査基準及び配点は以下のとおりとする。

(1) 審査基準

第1次審査<事務局審査>

審査基準	審査内容	配点
業務実施体制調書等内容	<p>担当者の人員配置や業務体制など、実施事業のための十分な体制が取れているか。</p> <p>① 「都市再生整備計画」及び「社会資本総合整備計画」の策定支援業務に従事した業務実績を有する担当者数（人数×4点）</p> <p>② その他の都市整備に係る行政計画策定支援業務に従事した業務実績を有する担当者数（人数×2点）</p> <p>※同一の担当者が①と②どちらの業務実績にも当てはまる場合、①の実績を評価点として計上する。</p>	20
業務実績調書等内容	<p>同種・類似業務の実績は十分か。</p> <p>同種（実績件数×2点）：「都市再生整備計画」及び「社会資本総合整備計画」の策定支援業務</p> <p>類似（実績件数×1点）：その他の都市整備に係る行政計画策定支援業務</p> <p>※実績記入は最大10件までとする。</p>	20
提案額（参考見積額）	<p>業務内容に見合った適正な見積となっているか。</p> <p>（最低見積金額／見積金額）×30点</p> <p>※小数点以下切り捨て</p>	30

合計	70
----	----

第2次審査<企画提案書による委員審査> (配点は委員1人あたり)

審査基準		審査内容	配点
企画提案書	事後評価	理論的な提案がなされているか。また、スケジュール・評価手法の設定等、妥当な提案がなされているか	5
	都市再生整備計画の提案の妥当性	本市について、十分な関心と知識を持ち、本市関連計画を含め、特性や課題を踏まえた提案がなされているか。また、実施方法等、妥当な提案がなされている	15
	都市再生整備計画の目標・指標の有効性	国の求める事業効果の測定に対応した調査方法や分析方法が提案されているか。	5
独自性・独創性		本実施要項及び仕様書に示された事項以外に、独自の視点から本市にとって有益な提案がなされているか。	5
合計			30

(2) 配点

- ① 事務局審査 70点
- ② 委員審査 180点 (30点×6委員)
- ① と②の合計250点とする。

11 候補者の決定

候補者は、別紙採点基準により選定会議において採点し、次の方法により決定する。

なお、選定会議の委員が提案者と利害関係を有することとなった場合、当該委員を本プロポーザルの審査から除斥する。この場合、上記10の配点(配点の総合計点及び審査基準ごとの配点)から当該委員の持ち点を減じるものとする。また、他の理由により選定会議の委員が欠けた場合も同様とする。

- (1) 選定会議の委員の審査結果により、評価点が最高点の提案者を候補者とする。
- (2) 評価点が最高点の者が複数ある場合は、最高点の者のうち、提案額が最も安価な提案者を候補者とする。
- (3) 評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額の場合、「都市再生整備計

画の提案の妥当性」の評価点が高い提案者を候補者とする。

- (4) 評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額かつ、「都市再生整備計画の提案の妥当性」の評価点と同点の場合、くじにより候補者を決定する。
- (5) 参加資格を認められた者が1者であった場合、又は参加資格を認められた者が複数あり、企画提案書等の提出日までに辞退等により提案者が1者のみとなった場合は、配点の総合計点(選定会議の委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点)の6割以上であった場合に候補者とする。

12 候補者との契約締結協議

(1) 仕様等の確定

担当課は、候補者と契約締結に向けた協議を行うが、候補者の選定をもって当該候補者の企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。

協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行った上で本契約の仕様に反映させることができる。

この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は、全て仕様書に規定されたものと見なし、受注者は履行の義務を負うものとする。

(2) 契約金額

契約金額は原則として、企画提案時に提出した提案額(参考見積額)を超えないこととする。

ただし、担当課との協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りでない。

(3) 契約書

契約書は、本市が作成したものを使用するものとする。

13 情報公開

提案者の名称及び評価点は公開するものとする。

その他選定の過程、提案者から提出された書類、契約締結等に関する情報公開又は情報提供については、茨木市情報公開条例又は茨木市情報提供の実施に関する要綱の規定に基づいて対応する。

14 日程

質問期限	令和5年(2023年)1月17日(火)
質問に対する回答	随時
参加申込期間	令和5年(2023年)1月11日(水)午前9時から 令和5年(2023年)1月19日(木)午後5時まで (厳守) ※土日、祝日を除き各日とも午前9時から午後5時までとする。
参加資格審査結果通知	令和5年(2023年)1月23日(月)発送

企画提案書提出期間	令和5年(2023年)1月24日(火)午前9時から 令和5年(2023年)1月27日(金)午後5時まで (厳守)
審査結果通知(第1次)	令和5年(2023年)1月31日(火)発送
第2次審査	令和5年(2023年)2月2日(木)(予定)
審査結果通知(第2次)	令和5年(2023年)2月6日(月)発送(予定)
契約締結	令和5年(2023年)2月10日(金)(予定)
業務開始	令和5年(2023年)2月10日(金)(予定)

15 その他

- (1) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ア 提案方法、提出先、提出期限に適合していないもの
 - イ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
 - エ 提案額(参考見積額)が予算額を超過した場合
 - オ 配点の総合計点(選定委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点)の6割に満たない者
- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類への虚偽記載、その他公正な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合は、提出書類を無効とすると共に、指名停止措置を行う場合がある。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、参加希望者の負担とする。

16 担当部署

茨木市 企画財政部市民会館跡地活用推進課 担当 山根、澤田
 TEL 072-655-2757 (直通)
 FAX 072-623-3025
 E-mail : atochi@city.ibaraki.lg.jp